

愛媛県立えひめ学園 紹介

1. 児童自立支援施設とは（法的根拠）

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、

又は保護者の下から通わせて、

個々の児童の状況に応じて必要な指導を行いその自立を支援し、

あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

（児童福祉法第44条）

2. えひめ学園とは

○県内唯一の児童自立支援施設（全国58か所、国立2か所）

○男子寮2、女子寮1（各寮定員9名 入所定員27名）

○入所経路 児童相談所の措置もしくは家庭裁判所の審判によって入所

○H13年4月に新居浜市立船木中学校ひびき分校、新居浜市立船木小学校わかば分教室が設置された。



1階は職員室、特別教室
2階はひびき分校・わかば分教室



- ・毎朝グラウンドを5周走っています。
- ・1月～8月 男子は野球部、女子はテニス部
- ・9月～12月 全員、陸上部



- 家庭的な雰囲気のある寮舎です。（こちらは女子寮）
- ホールでは、みんなで食事をしたり、くつろいだり、勉強したりして過ごしています。



教室です。
中学校ひびき分校は学年別
小学校わかば分教室は複式学級
授業は学校教員が主導で寮職員
が補佐するT.Tの体制で行って
います。

3. 愛媛県教職員のみなさんへ

えひめ学園（以下、学園）は、県内唯一の児童自立支援施設です。児童自立支援施設と言っても馴染のない先生方も多いとは思いますが、感化法制定から創設100年を越える施設であり、現在の新居浜に居を移し「えひめ学園」として発足して、今年で50周年を迎えました。この施設には、施設内学校として、平成13年度から「船木中学校ひびき分校」と「船木小学校わかば分教室」が併設されています。学園の中で、子どもたちは寮生活を送りながら、施設内学校に通っています。

学園が対象としている子どもたちは、小学生から中学生がほとんどで、みなさんが関わっている児童・生徒さんと同じ年頃です。みなさんの学校にも、気にな

る特性（発達障がいかな？）が見受けられたり、親子関係の育ち（愛着障がいかな？）の問題を感じさせられたりする児童・生徒さんがいるかと思われま。また、この2つが重複しているケースも少なくありません。

そういった生育上の問題が、非行や良くない交遊関係への依存、他者とのコミュニケーションが適切に取れない、性加害や性被害など、様々な問題行動につながり、家庭や学校、地域での養育が困難となり、学園に入園してきています。

そのような訳で、学園の子どもは、みなさんが、日頃支援が難しいなと感じている児童・生徒さんをイメージしていただけたら分かりやすいと思います。では、そのような子どもにどのような支援を行っているかという、簡単に言えば、規則正しい生活の中で心身の健康を取り戻させ、職員との人間関係を通して情緒の安定を図り、安全で安心して生活ができる環境を提供することです。

ここで、みなさんへお願いがあります。みなさんの学校からお預かりした児童・生徒さんは、学園の生活の中で、みちがえるように回復したり、大きく成長したりします。ただし、残念なことに過去の非行や問題行動の事実を消し去ることはできません。みんな、学園でやり直しを誓って頑張っていますが、退園後、新しい進路を目指す場合によく出てくるのが、レッテルの問題です。過去の問題行動がネックになって進路における保障が難しいことを実感しています。そこで、前在籍学校の先生方にも学園や分校教職員と共に子どもに積極的に関わり、頑張っている子どもの進路保障のための様々な手立てを一緒に講じていただきたいと思います。具体的には、子どもへの進路指導や志望高校への説明、早期の学校復帰に向けた学校実習などです。

子どもが新たな進路に向かう時に「環境が変わればまた元に戻るだろう」「学園だから頑張っているのは当たり前」と思われることも多くありますが、子どもの頑張りを認めてもらい、失敗してもやり直せるチャンスを与えて欲しいといつも考えています。

また、子どもが頑張るだけではどうにもならないこともあります。戻る環境の調整も必要不可欠です。子どもが学園で成長している間に家庭など、受け入れ環境の調整を児童相談所や前在籍学校と連携して行っていきたいと思ひます。

学園が児童福祉施設の最後の砦と言われ、中学卒業まで在園するのが当たり前の時代もありました。しかし、今は地域で自立支援が必要な子どもの措置を一時的に受け入れて、学園で指導を積み重ねた後に前在籍学校や家庭、社会的養護などに再び、つなげていく役割を担う施設です。今後とも、地域資源が連携した児童自立支援の充実を目指してまいりますので、ご指導ご協力をよろしくお願い申し上げます。